

基本チェックリスト・要介護認定等申請の案内基準

介護保険によるサービスを利用するためには、「2つの方法」があります。

まずは「ご本人の状態」を確認、チェックし、その結果により、(1)(2)のうち、適切な方法をご案内ください。

(40～64歳までの方は、(2) 要介護認定申請のみの方法となります。)

☒ 「ご本人の状態」

環境要因によるものでなく、身体的な状況（入院中は退院後の見込み）でチェックしてください。※⑥は、医療専門職が必要と認めた場合のみチェック



- ☐ ① 杖や歩行器を使用しても、一人で歩くことができない
- ☐ ② 一人で食事をすることができない
- ☐ ③ 一人でトイレで排泄することができない
- ☐ ④ もの忘れの進行など認知機能の低下により、日常生活に支障がある
- ☐ ⑤ がん末期などのターミナル
- ☐ ⑥ ※看護師等の訪問による療養上のケアや管理が必要

(1) ☒ が 0 個 の場合 ▶▶ 「基本チェックリスト」

基準に該当し、市に届け出を提出すれば、「事業対象者」となり、生活機能の向上を目指して、以下のような 総合事業サービス の利用が検討できます。

- 地域包括支援センターによる面談・訪問（介護予防のアドバイス）
- 自立を支援する訪問や通所などのサービス

(2) ☒ が 1 個以上 の場合 ▶▶ 「要介護認定申請」

認定調査・調査審査会等を経て、該当になった場合は、介護サービス等が受けられます。

「基本チェックリストの実施」および「要介護認定申請」は、こちらの窓口にご相談ください。

- 土浦市高齢福祉課 高齢相談係 TEL: 029 (826) 1111 (内線 2313・2455・2476・2477・2478)
- 地域包括支援センターうらら【一中・三中・四中・六中地区】 TEL: 029 (824) 0332
- 地域包括支援センターかんだつ【二中・五中・都和・新治地区】 TEL: 029 (869) 7035

※窓口にご相談にお越しの際は、この用紙（チェック済）をお持ちください。